

特別警報・暴風警報及び水害による避難勧告・避難指示（緊急）発令 に対する非常措置について

平素から、本市教育に御理解と御支援をいただきお礼申し上げます。

さて、本市においては、台風等により京都市（※テレビやラジオにおいては、「京都南部」または「京都・亀岡」地域と報道される場合があります）に「特別警報」「暴風警報」が発令された場合には、下記のような措置をとることが定められておりますので、テレビ、ラジオ、インターネット等の情報に注意してください。

また、鴨川等の増水に伴い、水害による避難勧告及び避難指示（緊急）が正親学区・出水学区・待賢学区に発令された場合には、暴風警報が発表された場合に準じた非常措置を取ることが定められていますので併せてご注意ください。

記

1. 特別警報について

- (1) 登校前に発令された場合は、「特別警報」が解除されるまでは、命を守る行動を取ることを優先し登校を見合わせ、自宅待機させてください。
- (2) 「特別警報」が解除された場合については、以下の措置を取ります。
 - ・午前0時までに解除された場合 5校時から始業（給食は中止）
 - ・午前0時現在、特別警報発令中の場合 臨時休業
- (3) 在校中に発令された場合は、下校の安全が確認できるまで、学校待機とし、安全確認後に下校させます。不測の事態においては保護者と連絡がとれるまで学校にて待機を継続いたします。

2. 暴風警報について

※水害による避難勧告及び避難指示（緊急）が正親学区・出水学区・待賢学区に発令された場合を含む

- (1) 登校前に発令された場合、「暴風警報」が解除されるまでは、登校を見合わせ、自宅待機させてください。
- (2) 「暴風警報」が解除された場合については、以下の措置を執ります。
 - ・午前7時までに解除になった場合 平常授業
 - ・午前9時までに解除になった場合 3校時から始業
 - ・午前11時までに解除になった場合 5校時から始業（給食は中止）
 - ・午前11時現在、警報発令中の場合 臨時休業
- (3) 在校中に発令された場合は、下校の安全が確認できるまで、学校待機とし、安全確認後下校させます。不測の事態においては保護者と連絡がとれるまで学校にて待機を継続いたします。